

令和 3 年 2 月

お客さま各位

遠賀信用金庫

未利用口座管理手数料の新設について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では長期間ご利用のない普通預金口座の不正利用による被害を防止するため、**令和 3 年 4 月 1 日以降に新規開設いただく普通預金口座で、最後のお預入れまたは払戻しから 2 年以上、一度もお取引のない口座を「未利用口座」としてお取扱いさせていただくこととし、「未利用口座管理手数料」を新設・導入させていただきます。**

本手数料は、令和 3 年 3 月 31 日以前に開設された普通預金口座や日常の入出金や口座振替等でお取引されている口座が対象となることはありません。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

| | |
|----------------|---|
| 適用基準 | 令和 3 年 4 月 1 日（木）以降の新規開設普通預金口座 ※盗難、紛失等により利用が停止されている口座も対象となります。 |
| 対象口座 | 最後の預入れまたは払戻し（当該口座の利息入金および未利用口座管理手数料の引落しは除く）から 2 年以上、一度も預入れまたは払戻しがなく、口座残高が 10,000 円未満の普通預金口座（総合口座含む） |
| 対象外となる口座 | ・口座残高が 10,000 円以上ある口座 ・同一支店で他の金融資産（定期性預金、投資信託、国債、保険等）の取引がある場合 ・同一支店で融資取引がある場合 |
| 未利用口座管理手数料のご案内 | ・未利用口座の対象となった場合、事前にお届出の住所に案内文書を郵送いたします。 ※案内が延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。 ・郵送後、一定期間（3 か月）経過後も取引がない場合、未利用口座管理手数料を当該口座から引落しいたします。 |
| 未利用口座管理手数料 | 年間 1,320 円（消費税込） |
| 口座解約 | ・口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合には、当該残高を手数料の一部に充当したうえで、同口座を解約させていただきます。 ※本手数料の返却および解約させていただいた口座の再利用はできません。 |

ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。

以上